

第65、66号議案 指定管理者の指定について

1. 選定の考え方

品川区立杜松地域密着型多機能ホームおよび品川区立杜松特別養護老人ホームについては、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」3 (1)の但書及び「品川区指定管理者制度活用に係る指針」2 ①・②により、公募方式によらず選定委員会に諮り、選定した。

2. 選考方法および経過

(1) 指定管理者候補者選定委員会の構成

- ① 福祉部長(委員長)
- ② 福祉部福祉計画課長
- ③ 福祉部高齢者福祉課長
- ④ 企画部企画調整課長

(2) 選考基準および厚生委員会報告(運営事業者の選定)資料

- ①品川区指定管理者制度活用に係る基本方針(抄) 別紙1
- ②品川区指定管理者制度活用に係る指針(抄) 別紙1
- ③福祉部公の施設の指定管理者候補者選定基準 別紙2

(3) 指定管理者候補者選定委員会の開催経過

選定委員会開催(平成31年4月12日開催)

選定候補者の概要および事業計画書等の内容を説明し、選考基準に基づく審査および評価を行い、指定管理者としての適格性を審議し、指定管理者候補者を選定した。

(裏面に続く)

3. 選定結果

(1) 施設名称および指定管理者候補者

①品川区立杜松地域密着型多機能ホーム
社会福祉法人若竹大寿会

②品川区立杜松特別養護老人ホーム
社会福祉法人若竹大寿会

(2) 指定期間

令和元年 12 月 1 日～令和 6 年 11 月 30 日

(3) 選定理由

①品川区立杜松地域密着型多機能ホーム

杜松地域密着型多機能ホームについては、利用者の心身状況に応じた自立支援や口腔ケア等を行い、利用者中心の個別ケアが提供されている。また、医療機関や地域の関係機関と連携し、退院後から在宅生活への切れ目のないケアの提供に努めている。さらに、地域住民や町会等との関係が構築されており、地域に根差した運営に配慮されているものと認められる。

②品川区立杜松特別養護老人ホーム

利用者一人一人の特性に配慮したケアを実践し、家庭的な雰囲気重視した運営を行っている。また、介護機器の導入や医療と介護の連携強化を図り、積極的にサービスの向上に努めているものと認められる。さらに、地域開放事業において地域住民や家族との交流の場を提供し、地域に開かれた施設運営がなされている。

品川区指定管理者制度活用に係る基本方針（抄）

平成 17 年 7 月 29 日決定

平成 19 年 3 月 23 日決定

3 指定管理者の選定

(1)選定方法

指定管理者候補者の選定にあたっては、公募プロポーザル方式など複数の事業者から提案をうけることを基本とする。ただし、施設の設置目的や事業内容などに特別の理由がある場合には、特定の事業者を選定することができるものとする。

品川区指定管理者制度活用に係る指針（抄）

2 公募をせずに指定管理者候補者を選定する場合について

基本方針 3 の(1)但し書にある「施設の設置目的や事業内容などに特別の理由がある場合」とは、次に掲げる場合とする。

- ① 現指定管理者の実績等を評価し、引き続き指定管理者として指定することが合理的と認められる場合
- ② 高齢者福祉施設や保育施設のように、運営者に連続性が要求される場合
- ③ 緊急に指定管理者を指定する必要がある場合
 - ・指定管理者として選定した団体等が欠格事由に相当した場合
 - ・指定管理者として選定した団体等と協定が締結できない場合
- ④ 専門的かつ高度な技術を有するものが客観的に特定される場合
- ⑤ 施設の性格、規模及び機能により公募することが適当でないと認められる場合

福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準

◎通所系サービス施設

1. 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。
(1) 利用者の平等な利用と利用のしやすさ(送迎体制、利用案内、サービスにつなげる体制等)が確保されているか。
(2) 利用者の個別性(心身状況、障害内容等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。
(3) 利用者が年間を通じて参加できるプログラムの充実等、サービス向上に努めているか。
2. 公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
(1) 施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。
(2) 管理経費の縮減に向けた努力がされているか。
3. 公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
(1) 福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。
(2) 収支計画に具体性、実現性があるか。
(3) 福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制(研修体制を含む)があるか。
4. 公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。
(1) 事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、介護予防や自立支援に向けた新たな課題への取り組みや方向性を示しているか。
(2) 事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。
(3) 家族(保護者)会との懇談等を通じて要望・意見を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。
(4) 苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

◎入所系サービス施設

1. 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。
(1) 利用者の入所にあたって品川区との連携が確保されているか。
(2) 利用者の個別性(心身状況等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。
(3) 年間を通じたプログラムの充実、食事内容を含む食事提供体制の改善、利用者の金銭の適正な管理、医療機関との連携等、サービスの向上に向けた努力がされているか。
2. 公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
(1) 施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。
(2) 管理経費の縮減に向けた努力がされているか。
3. 公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
(1) 福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。
(2) 収支計画に具体性、実現性があるか。
(3) 福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制(研修体制を含む)があるか。
4. 公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。
(1) 事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、重度化予防(特養)や自立支援(知的障害者入所施設)等の新たな課題への取り組みや方向性を示しているか。
(2) 事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。
(3) 家族(保護者)会との懇談等を通じて要望・意見を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。
(4) 苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

◎住宅施設

1. 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。
(1) 入居にあたって品川区との連携が確保されているか。
(2) 入居者の個別の相談や急病等に適切に対応できる人的体制が確保されているか。
(3) 入居者が孤立しないよう地域のイベントへの案内や福祉サービスの情報提供などの努力がされているか。
2. 公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
(1) 施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。
(2) 管理経費の縮減に向けた努力がされているか。
3. 公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
(1) 施設の管理運営を安定的に行える経営基盤を有しているか。
(2) 収支計画に具体性、実現性があるか。
(3) 円滑かつ継続的に施設運営を行える人的資源を有しているか。
4. 公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。
(1) 事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。
(2) 事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。
(3) 自治会活動への支援や入居者の要望・意見を汲みあげる体制の確保と関係機関との連携が図られているか。
(4) 苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

指定申請者に係る説明資料

施設の名称	品川区立杜松地域密着型多機能ホーム 看護小規模多機能型居宅介護(杜松倶楽部) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム杜松)
-------	--

1 指定申請者の概要について

名称	社会福祉法人 若竹大寿会
所在地	神奈川県横浜市神奈川区羽沢町550-1
設立年月日	平成元年3月16日
実施事業	<第一種社会福祉事業> 特別養護老人ホームの経営 <第二種社会福祉事業> 老人デイサービス事業の経営ほか <公益を目的とする事業> 居宅介護支援事業ほか10事業
理事長	竹田 一雄
資産の総額	71億8千万円

2 指定管理者としての適格性について

(1)利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

①利用者の入所にあたって品川区との連携が確保されているか。

⇒ 利用者の入所にあたり、客観的かつ公平に入所調整を行い、区へ報告している。

②利用者の個別性(心身状況等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。

⇒ 利用者の口腔ケアとして、口腔体操の実施や歯磨きの習慣化、チェックシートの実施、認知症対策として6か月ごとに簡易テスト実施している。そのほか食事量、排泄状況チェック、体重測定などを継続的に実施し、自立支援の観点を取り入れた個別ケアが提供されている。

③年間を通じたプログラムの充実、食事内容を含む食事提供体制の改善、利用者の金銭の適正な管理、医療機関との連携等、サービスの向上に向けた努力がされているか。

⇒ 医療連携として、退院後の利用者の受け入れや切れ目のないケアの実現に取り組んでいる。また、困難ケースについては、行政・ケアマネ・民生委員等に情報提供し多職種連携の強化に努めている。また、地域包括ケアを推進する観点から、地域住民や町内会などと顔の見える関係の構築にも努めている。

(2)公の施設の適切な維持および管理ならびに管理にかかわる経費の縮減を図るものであること。

①施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。

⇒ 施設の安全面や衛生面への配慮として、5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)への取り組みを適宜行われている。

②管理経費の縮減に向けた努力がされているか。

⇒ 支出にあたっては、概ね計画的に行われている。また、しながわエコリンクに基づき、省資源・省エネルギーに努めた運営が行われている。

(3)公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

①福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。

⇒ 平成30年3月31日の事業活動計算書では、サービス活動費は黒字となっており、前年度と比較すると他サービスも含めた施設全体で約570万円増額している。

②収支計画に具体性、実現性があるか。

⇒ 安定した稼働率を維持し必要な事業収入を確保しており、収支計画の具体性、実現性が確保されているものと認められる。

③福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制(研修体制を含む)があるか。

⇒ 法人内の他事業所への配置転換や、産業医との連携、指導職による面接による人員の充足や育成、メンタルヘルスへのフォロー等を行っている。また、法人全体での新人職員や中途採用者向け、階層別での研修を実施し、サービスの質の向上やコンプライアンス等さまざまな研修を計画的に行っている。さらに資格取得のための講座も実施するなど、職員のスキルアップを図っており、福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制が確保されているものと認められる。

(4)公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

①事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、介護予防や自立支援に向けた新たな課題への取組みや方向性を示しているか。

⇒ 認知症のケアの向上のため、職員の研修や勉強会の実施を計画している。また、重度化対応として、ADLの向上を目指すために医療と介護の連携強化を図り、利用者の状態把握を日々行うことを計画しており、新たな課題への取組みや方向性が示されているものと認められる。

②事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。

⇒ 安全確保の取り組みとして、リスクマネジメント委員会の定期開催や防災訓練、避難訓練等を計画的に実施している。

③家族(保護者)会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。

⇒ 第三者評価においておおむね好評を得ているとともに利用者やその家族からもよい評価を得ていると報告を受けている。今後も家族会・運営推進会議等の実施や地区ケア会議等で地域住民や町内会、民生委員などの関係構築に努めることを計画している。

④苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

⇒ 利用者アンケートの実施・集計し、その結果を掲示することにより周知を図るとともに改善案の抽出・実施に努めている。

個人情報保護について規則・マニュアルを作成し、それに則して日々取り組んでいる。また法人内での内部監査、研修の実施や周知状況、浸透の成果等を確認している。

指定申請者に係る説明資料

施設の名 称	品川区立杜松特別養護老人ホーム
--------	-----------------

1 指定申請者の概要について

名 称	社会福祉法人 若竹大寿会
所 在 地	神奈川県横浜市神奈川区羽沢町550-1
設立年月日	平成元年3月16日
実 施 事 業	<第一種社会福祉事業> 特別養護老人ホームの経営 <第二種社会福祉事業> 老人デイサービス事業の経営ほか <公益を目的とする事業> 居宅介護支援事業ほか10事業
理事長	竹田 一雄
資産の総額	71億8千万円

2 指定管理者としての適格性について

(1)利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

①利用者の入所にあたって品川区との連携が確保されているか。

⇒ 利用者の入所にあたり、区と連絡調整し、入所調整会議により客観的かつ公平に優先順位を決め入所が行われている。

②利用者の個別性(心身状況等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。

⇒ 地域密着型サービスとして小規模な施設の特性を活かし、利用者個々の心身状況や生活歴に配慮しながら、住み慣れた地域や家庭を意識した明るい雰囲気づくりによる運営を行っている。

③年間を通じたプログラムの充実、食事内容を含む食事提供体制の改善、利用者の金銭の適正な管理、医療機関との連携等、サービスの向上に向けた努力がされているか。

⇒ ユニットケアを導入した施設であり、1ユニット9名程度を基本とし、利用者一人ひとりの人生を振り返り、生活歴や性格に合わせたサービスを取り入れている。また、医療対応や看取りに対するケア体制として、福祉機器の導入や内部研修の充実を図っている。

(2)公の施設の適切な維持および管理ならびに管理にかかわる経費の縮減を図るものであること。

①施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。

⇒ 施設の安全面や衛生面への配慮として、5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)への取り組みを適宜行われている。

②管理経費の縮減に向けた努力がされているか。

⇒ 支出にあたっては、概ね計画的に行われている。また、しながわエコリンクに基づき、省資源・省エネルギーに努めた運営が行われている。

(3)公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

①福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。

⇒ 平成30年3月31日の事業活動計算書では、サービス活動費は黒字となっており、前年度と比較すると他サービスも含めた施設全体で約570万円増額している。

②収支計画に具体性、実現性があるか。

⇒ 高い稼働率を維持し必要な事業収入を確保しており、収支計画の具体性、実現性が確保されているものと認められる。

③福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制(研修体制を含む)があるか。

⇒ 法人内の他事業所への配置転換や、産業医との連携、指導職による面接による人員の充足や育成、メンタルヘルスへのフォロー等を行っている。また、法人全体での新人職員や中途採用者向け、階層別での研修を実施し、サービスの質の向上やコンプライアンス等さまざまな研修を計画的に行っている。さらに資格取得のための講座も実施するなど、職員のスキルアップを図っており、福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制が確保されているものと認められる。

(4)公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

①事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、介護予防や自立支援に向けた新たな課題への取り組みや方向性を示しているか。

⇒ 認知症や重度者に対応するために介護機器の導入や医療と介護の連携強化を図っており、自立支援に向けた新たな課題への取り組みや方向性が示されているものと認められる。

②事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。

⇒ 安全確保の取り組みとして、消防署との連携を強化しており、防災訓練への参加や消防検定の受験・取得などを積極的に行っている。

③家族(保護者)会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。

⇒ 地域開放事業として、地域住民や家族が交流できる場を提供し、地域や家族との関わりを図っている。また、地域密着型サービス施設として、地域や家族からの要望・意見等を汲み上げながら施設運営へ反映している。

④苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

⇒ 意見箱の常設や運営推進会議を定期開催し、利用者やその家族の意見を集め、集計し、その結果を掲示することにより周知を図るとともに改善案の抽出・実施に努めている。

個人情報保護について規則・マニュアルを作成し、それに則して日々取り組んでいる。また法人内での内部監査により、研修の実施や周知状況、浸透の成果等を確認している。